

競争入札参加者指名停止等措置要領の運用について

第1 運用の基本方針

指名停止の期間の決定に当たっては、従前の例等を参考とし、その取扱いに不均衡の生じないよう措置すること。

第2 措置要領について

1 第2条第1項関係

指名停止中の期間中の資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとすること。この場合、指名停止の通知は、別途行うものであること。

2 第3条関係

指名停止は、共同企業体の構成員を対象とするものであり、共同企業体そのものを対象としないこと。

3 第4条第2項関係

- (1) 資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置（第4条第2項に基づく措置をいう。以下同じ。）の対象としないこと。
- (2) 下請負人が短期加重措置に該当するときは、元請負人の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものであること。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号の一に該当することとなった場合には、短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うことができるものであること。

4 第5条関係

- (1) 第5条各号に掲げる事由の2以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うことができるものであること。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2第2号及び第3号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

第3 別表第1について

1 第2号関係

低入札価格調査を行った工事において、第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3月となるよう運用すること。

2 第3号関係

- (1) 第3号は、契約履行上の過失が重大であるとき、公衆に重大な損害を与えたとき、又は重大な損害を与えるおそれがあるとき等を対象とするものであること。
- (2) 指名停止措置要件は、過失を要するものであり、次の場合は、原則として措置の対象としないこと。

ア 不可抗力その他現在の技術水準では予測することができないような事態の発生

イ 設計図書、仕様書又は監督職員等の誤った指示に基づくもの等

3 第4号関係

必要な報告を怠ったこと等種々の契約違反が考えられるが、違反の事実のみではなく、信頼関係の破壊、監督検査業務の阻害など、契約の相手方として不相当であると認められる場合であること。

4 第5号、第6号、第7号及び第8号関係

- (1) 市発注工事及び一般工事又は市発注契約（本市が発注した契約で工事以外のものをいう。以下同じ。）及び一般契約（本市内における契約で市発注工事、一般工事及び市発注契約を除くものをいう。以下同じ。）のいずれにおいても、次の場合は、原則として指名停止を行わないものであること。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例：公道上において、車両により資材運搬中のわき見運転による事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものと認められる場合（例：適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断進入したことにより生じた事故等）

- (2) 市発注工事又は市発注契約における事故（第5号及び第7号）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とすること。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができるものであること。

ア 市が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を資格者が適切に措置していない場合又は市の調査結果等により当該事故について資格者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等又は当該契約の関係者等が刑法、労働安全法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- (3) 一般工事又は一般契約における事故（第6号及び第8号）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として

当該工事の現場代理人等又は当該契約の関係者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とすること。

第4 別表第2について

1 第1号関係

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

2 第4号、第5号及び第6号関係

(1) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ 公正取引委員会による違反事実の公表

(2) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、次のア又はイに掲げる事実を知った後、速やかに指名停止の措置を行う。

ア 課徴金納付命令

イ 公正取引委員会による違反事実の公表

(3) 別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、措置要領第4条第3項の規定を適用するものとする。

3 第10号及び第11号関係

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

(1) 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微と判断される場合を除く。）

4 第12号関係

業務に関連する行為であるから、役員や使用人の私的な行為は含まれない。その行為によって、公共工事の受注者として不相当であると判断される場合が対象となり、次のような場合を代表的な例として運用すること。

- (1) 法令の規定により営業停止を命ぜられたとき
- (2) 脱税により税務当局から告発された場合
- (3) 法令等の規定に基づく勧告、改善命令等の措置があった場合において、対象となったその行為、事実等が社会的に著しく非難を受けるものであると認められるとき。
- (4) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の規定に違反し、又はこれと同等の行為があったと認められるとき。
- (5) 従業員に対する賃金の不払いについて、監督官庁から勧告を受けたとき。
- (6) 削除
- (7) 経営等の業務に関して詐欺行為、脅迫行為等を行ったとき。
- (8) 本市発注工事に関して、落札決定後辞退、資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- (9) 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

5 第13号関係

私的行為であっても、反社会性の強い犯罪が行われた場合、これらの者の社会的責任と照らして当該企業が工事の請負契約の相手方又は契約の相手方として不相当であると判断される場合には、指名停止を行うべきこと。

附 則

この運用については、平成16年12月10日から適用する。

附 則

- 1 この運用については、平成18年7月6日から適用する。
- 2 改正後の競争入札参加者指名停止等措置要領の運用について第4第2項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「改正独禁法」という。）の施行日後の独占禁止法の規定による手続きを受ける独占禁止法違反行為の取扱いについて適用し、改正独禁法の施行日前の独占禁止法違反行為について改正独禁法附則第2条の規定による手続きを受ける場合の独占禁止法に違反したとの判断基準は、なお従前の例による。

附 則

この運用については、平成24年12月18日から適用する。

附 則

この運用については、平成26年7月18日から適用する。

附 則

この運用については、平成29年4月1日から適用する。